

(A-1) 女性皇族が結婚後も皇族の身分を保持する。夫や子も皇族とする。

(A-2) 女性皇族が結婚後も皇族の身分を保持する。夫や子は皇族としない。

(B) 女性皇族は結婚後は皇籍を離脱するが、皇室の活動を支援できるようにする。

☆いずれも対象は内親王に限る。皇位継承権と切り離すとした。

☆宮号は法に定めはないが、皇位継承のスペアとして天皇家と「伴走」する皇族家に与えられ子々孫々受け継がれるもの。

いわゆる「女性宮家」と呼べるのは、(A-1)の場合で①女性当主に皇位継承権が与えられ②1代限りではなく子孫(女系男女)にも継承権が引き継がれていく場合のもの③だから皇位継承権の女性女系容認と表裏一体。

皇位継承権と切り離した(A-1)とは、1代限り。もちろん(A-2)も(B)も1代限り。

☆Bについて、有識者会議では称号付与の主張も多かったが、「法の下での平等を定めた憲法第14条に反する」と特別国家公務員とするとした。

☆いまの宮家は皇室経済法で定める「独立の生計を営む親王」。その皇族費は年間3050万円。

ただ、一方で「独立の生計を営む内親王」の規定もあり、こちらの皇族費は親王の半分の年間1525万円。なお「独立した生計を営む女王」は年間1067万円。いずれもまだ前例はない。